

**【免除制度】**

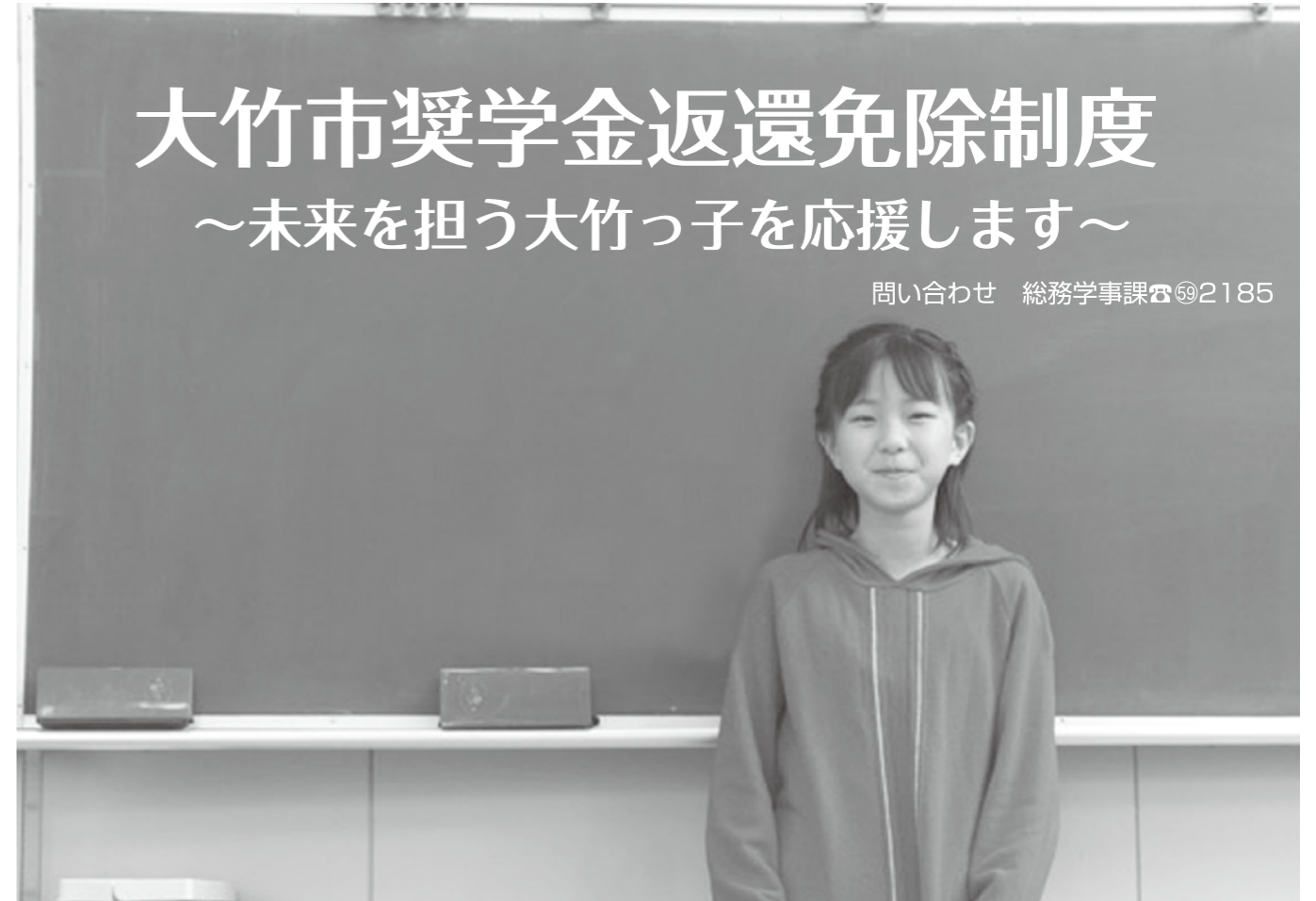
大竹市にお住まいで、市税や奨学金の返還に滞納等のないことが条件です。

対象者	年月日	平成22.4.1	平成22.10.1	平成23.4.1	平成23.10.1	平成24.4.1	平成24.10.1	平成25.4.1	平成25.10.1	平成26.4.1
① 平成24年から新規に返還する方	据置期間					据置期間	返還してもらう期間	免除です		
	大竹市内にお住まいの期間	→								
② 平成23年から返還している方	据置期間			据置期間	返還してもらう期間	免除です				
	大竹市内にお住まいの期間	→								
③ 平成22年から返還している方	据置期間	据置期間	返還してもらう期間	免除です						
	大竹市内にお住まいの期間	→								
④ 平成21年以前から返還している方	返還してもらう期間								免除です	
	大竹市内にお住まいの期間	→								

※「据置期間」とは、返還が始まるまで据置く期間(6カ月間)です。

返還中に大竹市に転入した方、または大竹市から転出した方はこちらを参照してください。

対象者	年月日	平成22.4.1	平成22.10.1	平成23.4.1	平成23.10.1	平成24.4.1	平成24.10.1	平成25.4.1	平成25.10.1	平成26.4.1
⑤ 大竹市に転入の方	返還してもらう期間					返還してもらう期間	免除です			
	大竹市内にお住まいの期間	→								
⑥ 大竹市から転出した方(例:平成25年5月に転出の場合)	返還してもらう期間					返還してもらう期間	免除です	翌月(6月)から返還です		
	大竹市内にお住まいの期間	→								



高校や大学などに行きたくても、さまざまな事情で行くことができない方に、費用の一部を支援する奨学金制度。将来の大竹を支える世代を支援するため奨学金の免除制度が、4月から始まります。

**申請方法**  
総務学事課に備え付けの奨学金返還免除願と必要書類を添えて総務学事課へ。本人以外からの申請は受け付けませんのでご注意ください。

**必要書類**

- 1 住民票
- 2 申請を行う前年分の源泉徴収票、前年分の確定申告書、市県民税の申告書、課税台帳記載事項証明書等のいずれか
- 3 市税等に滞納が無いことの証明

**申請期限** 4月中に申請してください。申請が遅れた場合、免除開始が遅れることとなりますのでご注意ください。

※ 免除期間は1年間のため、毎年申請が必要です。

**免除の決定** 毎年5月に開催予定の奨学金貸付審議会での審議を経て決定します。結果は、別途お知らせします。

**免除期間** 奨学金を借りた時期により異なります。ただし、返還済みの奨学金は、免除に該当しても逆のほつての免除の対象にはなりません。

**ケース①・②**  
平成23年以降に奨学金の返還を開始している方  
返還開始年度の4月1日から2年間大竹市に住み、引き続き市に住んでいる期間。

**ケース③・④**  
平成22年以前から奨学金の返還を開始している方  
平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間大竹市に住み、引き続き大竹市に住んでいる期間。

**ケース⑤**  
奨学金を返還中で、他市町村から転入した方  
転入した年度の翌年度の4月1日から2年間大竹市に住み、引き続き大竹市に住んでいる期間。

**ケース⑥**  
返還免除中で市外へ転出した方  
転出した当月分まで。なお、転出した翌月から、免除期間分を除いた残金を返還する必要があります。

**居住要件の2年間の算定**  
2年間の算定は、各年度の4月1日が基準日となります。住み始めた日の確認は住民票で確認します。4月2日以降の転入日は、次の年の4月1日が基準日となりますので注意してください。

# 募集 市奨学生

平成24年度の市奨学生を募集します。

**申込期間** 3月5日(月)～4月16日(月)

**対象** 次のすべてに該当する方

- 扶養者が市内在住
- 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校(修業年限2年以上の専門課程)に在学または入学予定
- 学業が優良で、日ごろの行いが良い
- 健康上修学に支障がない
- 経済的理由のため修学困難

**貸付額**

**高等学校**

- 国公立 月額1万1千円以内
- 私立 月額2万2千円以内

**高等専門学校**

- 国公立 月額1万8千円以内
- 私立 月額2万8千円以内

**大学(短大・大学院を含む)**

- 国公立 月額2万8千円以内
- 私立 月額4万円以内

**専修学校**

- 国公立 月額2万8千円以内
- 私立 月額4万円以内

私立 月額4万円以内

**返還方法**  
卒業後6カ月間据え置き、翌月から10年以内に返還

**申し込み**  
次の書類を作成の上、提出してください。なお、①②の用紙は教育委員会で配付します。また、奨学生の決定は、奨学金貸付審議会を経て、5月下旬に決定します。

なお、貸付が決定した後には、家族以外の連帯保証人が必要となります。

**問い合わせ** 総務学事課 ☎2185

① 奨学金貸付申請書

② 卒業学校長の推薦調書

③ 世帯全員の住民票

④ 世帯員の所得を証明する書類

⑤ 世帯員に市税等の滞納がないことの証明

⑥ 合格通知書もしくは入学証明書の写しまたは在学証明書